

募集要項(参加申込手続き以外)の質問に関する回答

No.	資料名	頁	項目	質問等	回答
1	要求水準書	1	第1章 総則 第1節 1.1.2 基本事項 5)事業全体計画<ごみ焼却施設>	「災害時に搬入される一般廃棄物等のうち有害ごみ及び処理困難物を除いたもの等」とありますが、予め処理困難物等が除かれた可燃物のみが搬入されるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	要求水準書	10	第1章 総則 第2節 1.2.14 焼却条件及び公害防止条件、排水基準	「(3)排水基準(下水排除基準)」において、下水排除基準に該当する排水はないと思われませんが、現在行っている雨水排水の分析との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	要求水準書	29	第5章 5.1.9 建築物・建築設備の保全	「(2)建屋の外壁、屋根の防水について適切に点検、修理、交換等を行うこと。」との記載がありますが、軽微な汚損・劣化(通常の経年劣化)は除くとの理解で宜しいでしょうか。	「(3)本市が管理する範囲(建築物等を含む)で異常を発見した際は、本市へ連絡すること。」に基づき、本市と協議の上、適切な処置を行ってください。
4	要求水準書	29	第5章 5.1.9 建築物・建築設備の保全	「(2)建屋の外壁、屋根の防水について適切に点検、修理、交換等を行うこと。」との記載がありますが、屋根の防水等については、建設時の瑕疵(保証)期間終了後の補修費用を見込むとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	要求水準書	36	第10章 その他関連業務 10.1.2 情報発信	「運営期間を通じて当該ホームページにより、本施設に関する運転データ等を公開すること。」と記載がありますが、運転データの公開以外に、現時点で想定されている情報発信の具体的な内容があればご教授下さい。	一例としては、以下のことを想定しています。 ①ごみ搬入に関するお知らせ ②イベントの開催情報 ③見学者からの声
6	要求水準書	36	第10章 その他関連業務 10.1.3 無料公衆無線 LAN(無料 Wi-Fi)の整備及び運用・管理	「管理棟内に無料公衆無線 LAN(無料 Wi-Fi)を設置し」との記載がありますが、山鹿市本庁舎等で開設しています、公衆無線 LAN(DoSPOT)を開設する事を想定されていますでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	要求水準書	36	第10章 その他関連業務 10.1.3 無料公衆無線 LAN(無料 Wi-Fi)の整備及び運用・管理	「管理棟内に無料公衆無線 LAN(無料 Wi-Fi)を設置し」との記載がありますが、管理棟1Fが対象範囲という理解で宜しいでしょうか。	管理棟全館を対象範囲とし、1回線(アクセスポイント各階1か所ずつ)での運用・管理を想定しています。

8	要求水準書	36	第10章 その他関連業務 10.1.3 無料公衆無線 LAN (無料 Wi-Fi) の整備及び運用・管理	誰でも無料でWi-Fiが時間限定で利用できる事を想定されていますでしょうか又は、時間制限なくインターネットを利用する事を想定していますでしょうか。	山鹿市本庁舎等で開設している公衆無線LAN(DoSPO)と同様に時間限定利用を想定しています。
9	契約書	11	第4章 受付・搬入管理業務 第22条(処理手数料の徴収)	「 <u>受託者</u> は、本施設にごみを搬入しようとする者(後納制度利用者を除く。)が納める処理手数料を徴収する事務を <u>受託者</u> に委託し、 <u>委託者</u> はこれを受託するものとする。」との記載がありますが、下線部分については、「 <u>受託者</u> 」は「 <u>委託者</u> 」、「 <u>委託者</u> 」は「 <u>受託者</u> 」と読み替えても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	契約書	26	第13章 委託料の支払い 第60条(委託料の見直し)	「廃棄物の処理体系の根本的な変更等の不測の事態が生じたとき」については、委託料の見直しに関する記載がありますが、社会経済状況の変化等、物価変動に基づく固定費及び変動費の改定については、別途契約又は協議できるとの理解で宜しいでしょうか。	第76条(不可抗力)第3項を参照ください。

以上